

行燈雜載

リ、一間へ籠リ、戸ヲ立、夜分ノ如ク行燈ヲトモシ、其モトニ坐シテ事ヲ考へ、決定スルニ、一度モ誤リシ事ナシト也。

〔守貞漫稿六生業〕京坂ニ在テ江戸所無ノ市街ヲ巡ル生業ニハ、略中、行燈仕替、

京坂ハ専ラ丸行燈ノミ用之、新製ノ物ヲ擔ヒ巡リテ、古ク破損ノ物等ト交易シ、古物ノ方ヨリ錢ヲ添ル、

〔松屋叢話〕今の俗齋の臺のみのりたるを、べんく草と呼て、紙燈にかけ繋ぎ、夏虫を避るの呪とす。こは西蕃にも似たることありて、物理小識六の卷に、高濂が籟品正二月有窩螺齋、即地英菜取、齋菜花莖、作桃燈杖、可避蟲蛾、謂之護生草とみゆ、

提燈名稱

〔下學集下器財〕挑燈チヤウチン

〔饅頭屋本節用集財〕挑燈チヤウチン

〔和爾雅五器用〕提燈テウチン、懸懸火火同同也、

〔書言字考節用集七器財〕提燈テウチン、懸懸火火、同張燈張、同太平挑燈太平挑燈、俗用此

〔物類稱呼四器用〕提燈てうちん、仙臺にてひぶくろ、常陸にてをつべしあんどんともいふ、日向にてへこといふ、

〔和漢三才圖會三十二家飾具〕提燈テウチン

三才圖會云、提燈、今農家襲用、以憑暮夜、提攜往來、昭視、

提燈沿革

〔貞丈雜記八調度〕一挑燈は上古にはなき物也、上古は夜行には松明を用、又客來の時よめ迎などの様なる時は、篝火をたきし也、又夜行の時は、行燈をも持せし也、挑燈は京都將軍の代、末つかたに用始しなるべし、略下

〔骨董集上編中〕挑燈